

コメント二

三報告に対する若干のコメント

法学部教授 大沢 秀介

大沢です。私は本日は本来、会場の設営の方に当たるべき立場ですけれども、裁判員制度について若干関心があることから、ご報告に対してコメントさせていただこうかと思っている次第です。

最初に柳瀬報告についてコメントさせていただきたいと思います。柳瀬報告は、裁判員制度の導入の過程における民主主義的要請がどういうふうになされたか、そしてそれがどういう形で自由主義的な要請と接合するか、接合しないかという点についての御説明であったかと思っています。柳瀬報告によりますと、そういう問題について兼子教授等によって指摘された、民主的司法のジレンマが存在するのだということです。

すなわち、裁判所も国家機関として、民主国家としての要請から、一方においては司法権を行使する裁判所も民主

的に構成される必要があるし、裁判官も民主的に選任する必要があるとおっしゃいました。ただし、他方において司法権の使命は、多数意思の圧力による少数者の自由の窒息を防ぐための安全弁ということにあるということでもあります。この民主主義と自由主義の関係をどちらか一方にのみ依拠して判断できない、そういうジレンマが民主的司法のジレンマとしてあるのだ、ということかと思っています。

この民主的司法のジレンマについて、柳瀬報告は、法の客観的意味の探求、あるいは法適用による紛争解決、および法秩序原理の維持、貫徹という、司法の本来的な機能は、そもそも単純な民主主義の原理にはなじまないと指摘されていて、この指摘自体は非常にうなずけることが多いと思います。

ただ、今回の裁判員制度については、井田さんの方からご紹介がありましたように、法の解釈、それ自体は裁判官が行うのだということになっているかと思うのです。そこで、確かに単純な民主主義を司法の場に持ち込むことは否定されるべきだと思うのですが、そして柳瀬報告も、自由主義と調和する単純な民主主義は否定されるべきだと強調していらっしゃるわけですが、それでは自由主義と調和するような複雑な民主主義というのはあるということが

言えるのかということが少し気にかかるところです。

その点で、最終的に裁判員制度の基礎付けが、現行の裁判員制度を精密司法として肯定しながら、それに加えて司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上のために、国民が司法に参加する必要があるという考え方が加えられたのだ、ということが注目されるべきではないかと思っています。ただ、そこで言っていることは、さまざま考え方が主張された後で、いわば妥協的に、そして井田報告との関連で申しますと、たぶん反駁し難い形で形成されたのではないかと。その意味で、単純な意味の民主主義ではないけれども、複雑な民主主義ともいえないのではないかと思います。

その点で、次に御報告いただいた萩原報告は、この点に関連して民主主義という概念を御説明していただいておりますので、内容は非常に複雑でしたが、たいへん参考になりました。御報告は、民主主義によって裁判員制度が正統化されるのか、という問題を中心に扱っております。具体的には、三つの民主主義の概念を挙げられていて、討議民主主義と、シビック・リパブリカニズム、それから最後はアゴニスチック・デモクラシーの三者を比較されています。そして、裁判員制度は、討議民主主義によって正統化されやすいのだけれども、しかしそれは結局非公開で裁

判員制度が行われる以上、討議民主主義の要求するような公開による民主主義でない以上は、たぶんそれは最終的には否定される可能性がある、正統化し得ないということをおっしゃったかと思っています。

この点について、柳瀬さんの方はたしか裁判員制度は討議民主主義によって正統化され得るのだという説明をなさっていたように思いますので、その点、柳瀬さんはどういうふうにお考えなのかをお聞かせ願えればと思います。その両者のお考えの相違はどこからくるのかということが分かれば、私としては助かるところがございます。

それから、萩原さんはほかの二つの民主主義の概念、アゴニスチックとシビック・リパブリカニズムについて、いずれも最終的にはたぶん司法的な民主化に結び付く可能性はあるとおっしゃっていましたが、ただ、そもそもデモクラシー自体が、例えばデモスという形でいうことができるのとすると、そういうものは裁判制度が持っている専門性、それから裁判官社会の共同体意識といえますか、そういうものを突き崩すことになる。デモスの持っている、たぶん反知性といえますか、そういうものはたぶん今まで裁判制度が形作ってきた知性とか専門性に対する、大きな脅威になるのではないかという感想を持ちました。

そういう観点でいきますと、最後に井田報告についてのコメントということにもなるのですが、仮にそういうような、今回の裁判員制度が裁判官というコミュニティないし法曹というコミュニティに対する、コミュニティの有してきた、そして現在も有するべきと思われる専門性に対する脅威であるとする、それらコミュニティは裁判員制度の導入という形で外部からの批判に対してどのように応えるのが重要になるかと思います。その点で、井田さんが御報告の中で言及された、刑事司法の改革の中で、この裁判員裁判の導入がどういう意義を見いだすのか、あるいはそれをばねとして、どういう形で刑事司法制度の改革を行うべきかということについての方向性を有するのかという御指摘は大変興味深くうかがいました。ただ、その前提として、三上さんがおっしゃっていたような憲法的なレベルでの問題について、どうお考えかお聞きできればと思っています。この点について、刑事法の専門家である井田さんにお聞きするのは、専門外のことではあるかもしれませんが、それでも、司法改革にも深く関与されていることもあり、その点について、すなわち司法の民主化は憲法的なレベルでいってどう考えられてきたのかお聞きできればと思います。

一般的に憲法学者の場合、先ほど三上さんからおっしゃっていたように、合憲性といいますか、各条文との関係もあるのですけれども、もう一つ、民主主義と裁判員制度の整合性といいますが、そのレベルの問題は憲法の問題としてあるのではないかと考えられています。その点は、井田さんの御報告の中ではあまり触れられていませんでした。それは御報告の趣旨が刑事司法制度の改革という枠組みの中で裁判員制度の理解のためと思いますが、井田さんの方から、憲法レベルにおける民主主義と裁判員制度の整合性という問題について、一言お聞きできればと思います。以上で、私のコメントを終わりにさせていただきます。

(以下質疑回答略)

(平成二年一月二八日実施)